



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年3月30日（木） 岐阜県発表資料

担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	武田 哲明	内線 8544 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和5年3月29日付けで下記のとおり行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○セクシュアル・ハラスメント

被処分者	県立高等学校 教諭（34歳・男性）
事案の概要	令和3年6月頃から令和4年8月頃までの間、部活動の指導中に、女子生徒1名に対してマッサージを行い、大腿部、下腿部及び腰部への接触を4回にわたって繰り返した。
処分	停職 1月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 文書訓告

○パワー・ハラスメント

被処分者	岐阜農林高等学校 実習教諭（50歳・男性）
事案の概要	平成25年度に、大垣養老高等学校において、男性職員Aに対し、刃物を接触させる行為や土下座を強要するなどの暴言を吐く行為を行ったほか、男性職員B及び男性職員Cの面前でかごを蹴るなどの行為を行った。 平成26年度に、岐阜農林高等学校において、女性職員D及び男性職員Eに対し、土下座の強要などの暴言を吐く行為を行った。 平成26年度及び平成27年度に、岐阜農林高等学校において、女性職員Fに対し、大声で頻りに叱責するなどの行為を行った。
処分	減給1/10 5月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号